

令和6年度第9回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年12月12日（木）午後1時32分 から 午後4時02分

2、開催場所 筑西市役所 4階 4AB会議室

3、出席委員（24人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		15番	栗島	和子
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 5 1 号	農地法第 3 条の規定による許可について
議案第 5 2 号	農地法第 5 条の規定による許可について
議案第 5 3 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 5 4 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）
議案第 5 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）
議案第 5 6 号	筑西市農業委員会のグループ制に関する規程の廃止について
議案第 5 7 号	筑西市農業委員会事務局処務規定の一部改正について

4、報告

報告第 4 3 号	農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出について
報告第 4 4 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 4 5 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 6 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
報告第 4 7 号	違反転用に係る是正勧告書の送付について

5、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

6、会議の概要

議長

それでは、只今より、令和6年度第9回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は全員であります。筑西市農業委員会会議規則 第6条の規定により、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、市村補佐、渡辺主任、長津主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、19番・宮山 繁治委員と20番・大林 富子委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第51号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

山本主事より説明させます。

山本主事

議案第51号、農地法第3条の規定による許可について、令和6年12月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号1番から9番は保留となります。

番号：10番、権利：所有権移転有償、所在：茂田字三ツ谷前、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：1,882 m²、譲渡人又は貸主：筑西市茂田、譲受人又は借主：筑西市茂田、経営面積、渡人：6,864 m²、受人：2,337 m²、受人の労力総数及び稼働数：2、2。

なお、こちらの申請に対し譲受人単独申請で取下願が提出されております。

番号11番は保留となります。

12番、所有権移転有償、成田字北成田、田、田、894 m²、筑西市成田、筑西市成田、11,709 m²、3,183.79 m²、2、2。

次のページをお願いいたします。

13番、賃貸借権、藤ヶ谷字西谷、畑、畑、1,670のうち1669.91 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 2,684.67 m²、筑西市舟生、栃木県芳賀郡芳賀町大字西高

橋、9,713 m²、572,889.53 m²、1、1。

14 番、地上権、藤ヶ谷字西谷、畑、畑、1,670 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,685 m²、筑西市舟生、大阪府大阪市浪速区敷津東、9,713 m²。

15 番、所有権移転有償、東保末字前畑、田、田、253 m²、筑西市成井、筑西市鷺島、1,553 m²、29,007 m²、3、2。

16 番、所有権移転無償、藤ヶ谷字中本田、畑、畑、1,242 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,234 m²、筑西市辻、筑西市藤ヶ谷、0 m²、18,788 m²、2、2。

次のページをお願いいたします。

17 番、所有権移転有償、飯島字寺崎、畑、畑、510 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 2,650 m²、筑西市飯島、筑西市飯島、106,760.63 m²、11,737 m²、2、2。

18 番、所有権移転有償、飯島字聖天、田、田、1,096 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,669 m²、筑西市飯島、筑西市飯島、11,737 m²、106,760.63 m²、2、2。

19 番、所有権移転有償、細田字西柳、畑、畑、1,054 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,309 m²、筑西市細田、筑西市蓮沼、6,021 m²、201,985 m²、2、2。

次のページをお願いいたします。

20 番、所有権移転有償、下高田字土行、畑、畑、529 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 851 m²、筑西市甲、筑西市下高田、879 m²、1,711 m²、2、2。

21 番、所有権移転有償、梶内字前畑、畑、畑、308 m²、筑西市関本下、栃木県下都賀郡野木町大字丸林、1,093 m²、0 m²、2、2。

22 番、所有権移転有償、嘉家佐和字小釜、畑、畑、202 m²、神奈川県横須賀市岩戸、筑西市旭ヶ丘、202 m²、558,928 m²、4、4。

番号 23 番は保留となります。

次のページをお願いいたします。

24 番、所有権移転有償、関本上字三所、畑、畑、1,791 m²、筑西市関本上、筑西市関本上、2,746 m²、3,285 m²、4、3。

25 番、所有権移転有償、中上野字篠葉、田、田、903 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,307 m²、筑西市寺上野、筑西市中上野、5,453 m²、91,474.88 m²、3、3。

26 番、所有権移転有償、松原字酒生前、田、田、1157 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 3,317 m²、水戸市上国井町、筑西市松原、149,534 m²、151,555.08 m²、2、1。

次のページをお願いいたします。

27 番、所有権移転無償、村田字三所宮、畑、畑、297 m²、筑西市村田、筑西市村田、20,108 m²、18,190 m²、1、1。

28 番、所有権移転有償、奥田字西耕地、田、田、2722 m²、筑西市甲、筑西市奥田、879 m²、41,286 m²、2、2。

29 番、所有権移転有償、奥田字西耕地、田、田、150 m²、筑西市甲、筑西市奥田、879 m²、4,961 m²、1、1。

30 番、所有権移転有償、下高田字草刈橋、畑、畑、28 m²、筑西市甲、筑西市下高田、879 m²、4,558 m²、1、1。

次のページをお願いいたします。

31 番、使用貸借権、小栗字出口、畑、畑、933 のうち 931.013 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、4,963 m²、26,373.87 m²、1、1。

32 番、地上権、小栗字出口、畑、畑、933 m²、筑西市小栗、福岡県福岡市東区香椎照葉、4,963 m²。

33 番、所有権移転有償、大島字宮後、畑、畑、275 m²、筑西市大島、筑西市二木成、8,564 m²、62,207 m²、3、3。

次のページをお願いいたします。

34 番、所有権移転有償、細田字芝崎、田、田、877 m²、外 7 筆、合計 8 筆、合計面積 10,205 m²、筑西市細田、筑西市蓮沼、7,627 m²、201,985 m²、4、2。

番号 35 番は保留となります。

36 番、所有権移転有償、中上野字北浦、田、田、1,428 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 3,106 m²、千葉県市川市二俣、筑西市中上野、13,316 m²、207,834.5 m²、4、3。

次のページをお願いいたします。

37 番、所有権移転有償、山崎字下山前、畑、畑、339 m²、筑西市山崎、筑西市山崎、11,156 m²、0 m²、1、1。

38 番、所有権移転有償、村田字妙原、田、田、8,063 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 10,268 m²、筑西市村田、筑西市茂田、22,332 m²、109,965 m²、1、1。

39 番、所有権移転有償、村田字東芦間、田、田、1,097 m²、外 7 筆、合計 8 筆、合計面積 12,706 m²、筑西市村田、筑西市茂田、30,964 m²、109,965 m²、1、1。

次のページをお願いいたします。

40 番、所有権移転無償、黒子字駒塚、畑、畑、545 m²、東京都中央区築地、筑西市辻、545 m²、9,303 m²、2、1。

41 番、所有権移転有償、木戸字宮本、畑、畑、1,618 m²、つくば市池田、筑西市辻、1,618 m²、9,303 m²、2、1。

42 番、所有権移転有償、大谷字掘込、畑、畑、119 m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 8,536 m²、筑西市下江連、筑西市下江連、7,151 m²、206,156 m²、3、1。

次のページをお願いいたします。

43 番、所有権移転有償、川澄字明神林、田、田、1,226 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,726 m²、埼玉県上尾市小泉三丁目、筑西市川澄、657 m²、45,818 m²、2、2。

44 番、所有権移転無償、大谷字中坪、畑、畑、662 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,268 m²、栃木県小山市東城南、筑西市大谷、1,765 m²、0 m²、1、1。

45 番、所有権移転有償、西方字相ノ内、畑、畑、900 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,254 m²、筑西市西方、筑西市飯島、2,940 m²、6,452 m²、1、1。

以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号 1 2 番から、調査委員の報告をお願いします。

大林富子
委員

20 番、大林です。
1 2 番について、報告いたします。
先月 25 日書類審査を行いました。
後日、受人・渡人に電話にて、確認をしました。
受人の話によると、渡人は耕作しておらず、受人の田と隣同士のため、受人と一緒にやってくれないかと話があり、受人も大きくした方がやりやすいとのことで話があったまったということでした。
受人・渡人とも、内容に間違いはないとのことでした。

書類に不備もなく、許可相当かと思われませんが、皆様のさらなるご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

議長

13 番お願いします。

竹内紀男
委員

1 2 番竹内です。

私からは、13 番、14 番、16 番を報告いたします。

1 1 月 2 5 日に書類審査及び現地調査をいたしました。

受人・渡人それぞれ電話連絡したところ、申請どおり間違いないということでした。

書類に不備もなく許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

15 番お願いします。

寺内美雄
委員

1 7 番寺内が報告をいたします。

私から、15 番、25 番、26 番、27 番、36 番、38 番、39 番、7 件報告いたします。

先月 26 日、明野支所において、申請書類の確認を行いました。

15 番ですけども、以前から、受人が耕作をしている農地です。

今回、渡人が体もあまり丈夫でないということで、前から耕作をしている受人に買って欲しくないかと相談したところ、売買ということになったそうです。

次、25 番です。

これも同じく、以前から、受人が耕作をしていた農地です。

渡人の父親が昨年亡くなって、自分も勤めのため耕作できないからということで、規模拡大を図っている受人に買って欲しくないかということで相談をしたとのことでした。

それで、売買ということになったということです。

それから 26 番。

受人が、規模拡大を図っている担い手農家です。

今回この地区の土地改良に伴って、買ってほしいということで話があったので、振興公社を通じて買うということでした。

それから 27 番ですが、受人に何回も電話したんですけども、でてもらえなかったというか、呼び出すんですけども、出ませんでした。

それで渡人とは、話ができただんですけども、渡人も高齢のためにあまり話がよくわからないということでした。

書類に間違いがないかということで確認をしましたところ、間違いのないことでした。

36 番ですけれども、渡人は千葉県に住んでおります。

渡人と受人の父親が同級生ということもあって、そのことから受人に耕作をお願いしたということでした。

今回、渡人は、戻ってきて耕作はできないということで、この際、受人に買ってもらおうということで相談をしたところ、ようやくこの契約となりました。

それから 38 番、39 番。

受人が、同一の農事組合法人です。

6 年ぐらい前から、受人の方から渡人に対して、売ってくれないかということということで相談をしていた農地だったそうです。

38 番、渡人については、昨年夫が亡くなり、39 番については、一昨年父親が亡くなって、自分じゃ耕作できないということで今回の売買になりました。

法人の系列のオーナーが農業に非常に一生懸命で農業高校からの卒業生の受け入れを毎年しているとのことでした。

いずれも許可相当かと思われませんが、皆様方のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

17 番お願いします。

國府田
喜久男
委員

13 番、國府田です。

先月の 25 日、書類審査と現地確認をいたしました。

17、18、37 番を報告いたします。

まず、17、18 番ですが、ちょうど渡人の方は田んぼを探しており、受人の方は畑を探していました。それで面積も大体同じで、話があい、話が成立したとのことでした。

それから、37 番については、渡人は具合が悪くてもう耕作できる状況ではないということで、近所に住んでいた方がぜひ引き受けたいということでこちらでも許可相当と思われまして。

いずれも許可相当と思われましてので、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

19 番お願いします。

蓮沼俊男
委員

23 番蓮沼です。

19、33、34、35 番を報告いたします。

先月 26 日に書類審査をいたしまして、それぞれの方に電話で確認いたしました。

まず、19番です。

19番の渡人ですが、この方、もともと担い手ではあったんですけど、体調崩したため、昨年度から何回かに分けて土地の処分をしているということであり
ます。

今回、受人の父親と大の友達ということで、受人が大規模農家の後継者であ
って、整理するというので、今回売買の案件に合意したという旨での申請であ
ります。

次、33番です。

受人の方は地域の大規模農家の後継者でありまして、渡人の土地の周りをか
なり広く耕作されているので、受人の方から渡人の方に売買でどうですかっ
てということで、合意に至った案件であります。

次に34番。

34番受人は、先ほど申しました地域の大規模農家の後継者でありまして、渡
人は、もともと農家をやったことなく、土地の処分に困っていたところ、も
ともと受人が作っていたということで、渡人の方から、受人の方に買ってもらえ
ないかっていうことで申し込み、合意に至ったということでありまして。

3件それぞれ問題なく許可相当かと思われそうですが、さらなる皆様方のご審議
のほどよろしく願いいたします。

議 長

20番お願いします。

高橋 修
委員

14番高橋です。

私からは、20番、22番、28番、29番、30番、43番についてご報告いたしま
す。

まず、すべて11月25日に書類審査を行い、11月28日に電話連絡をいたし
ました。

20番について、渡人に確認したところ、申請所在地の下高田と奥田の28番、
29番、30番、合計4件、5耕地について申請のとおり間違いのないと
のことでございました。

20番について、受人につきましても、本人宅の隣にある畑で、今までの耕作
者が高齢で耕作できなくなったため、渡人に進められたので、取得することと
したとのことでございます。

続いて22番について、渡人・受人の方に電話連絡したところ、申請のとおり、
間違いのないと
のことでございました。

次に、28番についてですが、受人と電話連絡をしたところ、もともと耕作し
ていた水田でもあり、渡人から薦められたので取得することにしたとのことで

ございます。

次に 29 番についても、渡人から勧められ、購入することとしたとのことでございます。

30 番について、受人は本人所有の畑と隣接しておりまして、元の地主と親の間で将来は売買したいと話合っていたいきさつもありまして、取得したとのことでございます。

続いて 43 番でございますが、渡人は上尾市の方ですが、受人に耕作を委託していたこともありまして、売買したいということで、受人も渡人が元は裏の家の方でありまして、そういったことで進められたので、取得することとしたとのことでございます。

申請のとおり、間違いのないとのことでございました。

これらすべて書類に不備もなく、それぞれ許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

21 番お願いします。

齊藤一弥
委員

8 番齊藤です。

25 日に書類審査並びに現地を確認いたしました。

電話でその後、連絡をしました。

21 番ですが、渡人の親が住んでいた住宅が、この申請地の隣にあります。

親が亡くなりまして、不動産屋さんを通じて売買をしたところを、隣の畑、

この 308 m²の畑も野菜を作るのに一緒に欲しいということで、売買になったそうです。

それと 40 番、41 番、受人が同一の方ですので、一緒に報告します。

40 番は、渡人が東京と遠方に住んでおりまして、受人に無償で譲渡するということです。

41 番は、受人が建築業をしておりまして、渡人の住宅をもう 20 年ぐらい前に建築したそうです。

そのときの条件として、この土地を買ってもらえれば家を建設しますよという条件付きだったそうで、20 年を経過して、今回の申請になったようです。

3 件とも許可相当と思われますが、皆様のさらなるご協議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

24 番お願いします。

栗島菊雄
委員

10 番栗島です。

24 番をご報告いたします。

書類審査をし、双方に確認をして参りました。

受人は、この渡人の土地を、もう大分前から耕作しているようで、受人は施設園芸をしている人で、この土地はハウスをやっている土地です。

それで、渡人の方から規模を縮小したいので、買ってもらえないかっていう話が受人にありまして、それではということで話が決まり、今回の申請になりました。

申請書類には不備がないため許可相当かと思いますが、皆様方のさらなるご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

31 番お願いします。

秋山員宏
委員

18 番秋山です。

31、32 番について、ご報告申し上げます。

まず、31 番ですが、先月の 26 日に、協和地区の農業委員さんと推進委員さんで、書類審査及び現地確認をしてまいりました。

後日、渡人・受人双方に電話で確認をいたしました。

まずこの農地ですけれども、32 番の営農型太陽光発電をする下で、原木シイタケ栽培するという事です。

書類に不備もなく許可相当と思われます。

続きまして 32 番ですが、31 番の畑の上の太陽光の地上権の設定であります。

契約内容に間違いがないことを確認してまいりました。この申請につきましては許可相当かと思われますが、皆様方のさらなるご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

42 番お願いします。

坂入 進
委員

5 番坂入です。

42 番及び 44 番を報告いたします。

双方、先月の 25 日に書類審査を行い、不備のないことを確認いたしました。

なお後日、渡人・受人に電話による確認をいたしました。

42 番ですが、受人は地元の担い手農家であり、規模拡大をしております。

渡人も今後農業を続けることが困難な状況でございまして、このようになりました。

44 番につきましては、渡人は受人の叔母であり、所有権移転を行うということでありまして、双方とも問題はないと思いますが、さらなる皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議長

45 番お願いします。

関口 均
委員 1 番関口です。
45 番について、発表します。
先月 25 日に書類審査をして、後日渡人・受人に電話をし、提出された書類に問題がないことを確認いたしました。
よって当案件は許可相当と思われませんが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。
以上です。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 5 1 号 受付番号 1 0 番、1 2 番から 2 2 番、2 4 番から 3 4 番及び 3 6 番から 4 5 番を採決いたします。

議案第 5 1 号 受付番号 1 0 番を却下及び取り下げとし、受付番号 1 2 番から 2 2 番、2 4 番から 3 4 番及び 3 6 番から 4 5 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員。議案第 5 1 号 受付番号 1 0 番を却下及び取り下げとし、受付番号 1 2 番から 2 2 番、2 4 番から 3 4 番及び 3 6 番から 4 5 番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第 5 2 号 「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 渡辺主任より説明させます。

渡辺主任 議案第 5 2 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。
次のページをお願いします。

番号 1 番から 3 番は保留となります。

議案書 17 ページをご覧ください。

番号 4 番、権利：所有権移転有償、所在：野殿字新山、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積 1,060 m²、譲渡人又は貸主：筑西市野殿、譲受人又は借主：東京都新宿区、転用自由：太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南側約 450m、国道 294 号線の西側約 1.6 km に位置する 500m 以内に鉄道の駅のある第 2 種農地です。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

5 番、賃貸借権、藤ヶ谷字西谷、畑、畑、1,670 m²の内 0.09 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 0.33 m²、筑西市舟生、大阪府大阪市浪速区、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から 10 年間。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南西側約 2.2 km、市立関城中学校の北西側約 2.7 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。営農を継続しながら安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。

なお、麦を作付けする計画となっております。

番号 6 番から 7 番は保留となります。

8 番、所有権移転有償、成田字北成田、田、田、332 m²、筑西市関館、筑西市二木成、自己住宅。

申請地は、県立下館第一高等学校の東側約 300m、市立養蚕小学校の北東側約 900m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、子どもが生まれ手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

9 番、地上権、小栗字出口、畑、畑、933 m²の内 1.987 m²、筑西市小栗、福岡県福岡市東区、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から 10 年間。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約 200m、市立小栗小学校の北側約 1.1 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業等を営む法人です。営農を継続しながら太陽光発電により安定した収入を確保すべく、申請するものです。なお、原木しいたけを作付けする計画となっております。

次のページをお願いします。

10 番、所有権移転有償、成田字北成田、田、田、352 m²、筑西市関館、栃木県真岡市さくら一丁目外 1 名、自己住宅。

申請地は、県立下館第一高等学校の東側約 300m、市立養蚕小学校の北東側約 900mに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在借家にて生活しておりますが、結婚を機に新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

1 1 番、所有権移転有償、吉田字村東、畑、畑、451 m²、筑西市吉田、筑西市海老ヶ島外 1 名、自己住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の南西側約 400m、市立村田小学校跡地の南側約 1.1 kmに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在借家にて生活しておりますが、手狭で不便しているため自己住宅の建築を計画し申請するものです。

1 2 番、賃貸借権、小栗字熊野、畑、畑、774 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,333 m²、筑西市新治、筑西市小栗、資材置場兼駐車場。

申請地は、市立小栗小学校の南側約 400m、県道つくば真岡線の西側約 400mに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で土木工事業を営む法人です。既存施設の返却に伴い資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

1 3 番、所有権移転有償、下川島字西出河原、畑、畑、287 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 2,851 m²、結城市大字結城、外 2 名、栃木県足利市寺岡町、太陽光発電設備。

申請地は、国道 50 号線の北側約 100m、JR 水戸線川島駅の南西側約 1.1 kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

次のページをお願いします。

1 4 番、所有権移転有償、下川島字上河原、畑、畑、413 m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 3,465 m²、栃木県小山市中河原、外 5 名、栃木県足利市寺岡町、太陽光発電設備。

申請地は、国道 50 号線の北側約 400m、JR 水戸線川島駅の西側約 1 kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

次のページをお願いします。

15番、所有権移転有償、下川島字上河原、畑、畑、228㎡、外14筆、合計15筆、合計面積6,523㎡、結城市大字結城、外4名、栃木県足利市寺岡町、太陽光発電設備。

申請地は、国道50号線の北側約400m、JR水戸線川島駅の西側約1kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

16番、所有権移転有償、下川島字雷電宮東、畑、畑、360㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,107㎡、栃木県小山市中河原、外1名、栃木県足利市寺岡町、太陽光発電設備。

申請地は、国道50号線の北側約400m、JR水戸線川島駅の西側約1kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

17番、賃貸借権、川澄字稻荷宿東、田、畑、8,312㎡の内1,800.04㎡、筑西市川澄、筑西市関本上、観光農園駐車場。

申請地は、県道高田筑西線の西側約200m、国道50号線の南側約300mに位置する農用地区域内農地です。なお、市農政課より筑西農業振興地域整備計画における用途区分の変更通知が発出されております。

申請者は申請地付近で観光農園を営む法人です。集客増加に伴い、駐車場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

18番、賃貸借権、川澄字稻荷宿東、田、雑種地、7,480㎡の内674.92㎡、筑西市横島、筑西市関本上、観光農園管理施設。

申請地は、県道高田筑西線の西側約50m、国道50号線の南側約300mに位置する農用地区域内農地です。なお、市農政課より筑西農業振興地域整備計画における用途区分の変更通知が発出されております。

申請者は申請地付近で観光農園を営む法人です。今般、観光農園管理施設として利用していた土地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。

なお、始末書が添付されております。

19番、所有権移転有償、伊讚美字中原、畑、畑、62㎡、外2筆、合計3筆、合計面積619㎡、筑西市伊讚美、結城市大字結城、外1名、自己住宅。

申請地は、市立下館西中学校の南側約100m、JR水戸線玉戸駅の北側約700mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。

申請者は現在借家にて生活しておりますが、部屋が手狭で不便しているため自己住宅の建築を計画し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

20番、所有権移転有償、小川字本田、畑、畑、510㎡、筑西市小川、筑西市女方、外2名、自己住宅。

申請地は、市立下館西中学校の北西側約1.8km、JR水戸線川島駅の北側約1.9kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在、父の居宅に同居しておりますが、別世帯にて生計を立てたく自己住宅の建築を計画し申請するものです。

次のページをお願いします。

21番、所有権移転無償、上平塚字堀角、畑、雑種地、406㎡、筑西市上平塚、栃木県小山市大字梁、自己住宅。

申請地は県道結城二宮線の東側約600m、市立五所小学校の南西側約1.1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外にて生活しておりますが、子供が生まれ、親の協力が必要のため、実家の近くに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

なお、すでに土地を雑種地のように入用しているため始末書が添付されております。

22番、所有権移転有償、茂田字新山、山林、畑、396㎡、桜川市真壁町白井、結城市大字結城、自己住宅。

申請地は県道石岡筑西線の北側約200m、市立古里小学校の西側約1.6kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外にて生活しておりますが、将来のことを考え実家の近くに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

23番、使用貸借権、西石田字上石田、畑、雑種地、555㎡、筑西市西石田、筑西市西石田、食堂。

申請地は市立嘉田生崎小学校の南西側約400m、国道294号線の東側約600mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は調理師の経験を活かし、地域の活性化を図るため、老若男女が立ち寄り交流を図れる食堂の建築を計画し申請するものです。

次のページをお願いします。

24番、賃貸借権、舟生字上木有戸、畑、畑、3,636㎡の内1900.59㎡、筑西市丙、筑西市布川、車両置場。

申請地は県道結城下妻線の東側約1.5km、関城支所の北側約1.9kmに位置

する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で中古車販売業を営む法人です。事業拡張に伴い車両置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

25番、所有権移転無償、犬塚字東塚、畑、畑、499㎡、筑西市犬塚、筑西市井上、外1名、自己住宅。

申請地は市立関城中学校の北側約1.0km、市立関城東小学校の北西側約1.8kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、父所有の家で生活しておりますが、手狭であるため新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

26番、賃貸借権、上野字南前、田、田、5,868㎡、外2筆、合計3筆、合計面積、10,842㎡、筑西市上野、外3名、結城市大字芳賀崎、砂利採取・表土置場、一時転用、令和6年12月25日から令和7年12月24日まで。

申請地は、市立関城西小学校の南側約2.2km、県道結城下妻線の西側約1.4kmに位置する農用地区域内農地です。なお、市農政課より筑西農業振興地域整備計画における農用地区域での一時転用に対する意見書が発出されております。

申請者は、市外の拠点を置き砂利採取業を営む法人です。今般、申請地に埋蔵されている骨材原石を採取する計画をし、申請するものです。

次のページをお願いします。

27番、所有権移転無償、掉ヶ島字本田北、畑、畑、353㎡、筑西市掉ヶ島、筑西市伊讚美、自己住宅。

申請地は国道50号線の西側約700m、市立五所小学校の東側約1.4kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になってきたことから自己住宅の建築を計画し申請するものです。

28番、所有権移転無償、大谷字中坪、畑、畑、441㎡、外1筆、合計2筆、合計面積497㎡、栃木県小山市東城南3丁目、外1名、筑西市五所、自己住宅。

申請地は県道結城二宮線の東側約500m、市立五所小学校の西側約500mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在借家にて生活しておりますが、この度結婚することになったため、自己住宅の建築を計画し申請するものです。

29番、賃貸借権、関本中字西館、田、田、4,009㎡の内1,400㎡、筑西市関本中、筑西市関本中、農作業所。

申請地は市立関城西小学校の南西側約1.1km、関城支所の南西側約1.9kmに位置する農用地区域内農地です。なお、市農政課より筑西農業振興地域整備計画における用途区分の変更通知が発出されております。

申請者は、申請地付近で農業経営を行っておりますが、規模拡大に伴い新たに農作業所を設置する必要が生じたことから申請するものです。

次のページをお願いします。

番号 30 番は保留となります。

3 1 番、使用貸借権、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、524 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、駐車場。

申請地は市立関城中学校の北側約 1.1 k m、市立関城東小学校の北西側約 1.8 k mに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で福祉事業を営む法人です。事業拡大に伴い、駐車場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 4 番から、調査委員の報告をお願いします。

関口 均
委員

1 番関口です。

4 番、13 番、14 番について報告いたします。

先月 2 5 日に書類審査及び現地確認を行いました。

まず 4 番ですが、現地は、線路の西側で、隣は宅地であり第 1 種農地であります。

当案件 4 番は許可相当と思いますが、皆様さらなるご審議をお願いいたします。

次に、13 番、14 番です。

13 番は、遊湯館の南西の場所で、耕作はもう 10 年、20 年ぐらいはしていないように思われます。草が一面に生えていました。

14 番は遊湯館の北西側にあり、耕作はしてないようです。

どちらも第 2 種農地で、周りは太陽光発電を始めました。

13 番、14 番とも、渡人・受人にそれぞれ電話で聞いたところ、書類に間違いのないことを確認いたしました。

よって、13 番・14 番の案件は、許可相当と思われませんが、皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

5 番、お願いします。

竹内紀男
委員

1 2 番竹内です。

5 番について、報告いたします。

11 月 25 日に、書類審査及び現地確認をいたしました。

受人と渡人にそれぞれに電話いたしましたところ、申請どおり間違いはないということでした。

書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様のさらなるご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

8番、お願いします。

大林富子
委員

20番大林です。

8番と10番、それと16番について報告申し上げます。

8番と10番は、渡人が同一であるため、続けて報告いたします。

先月25日に書類審査及び現地確認を行いました。

現地は、8番と10番の渡人の田は地続きであり、後日、渡人・受人にそれぞれ電話で確認したところ、内容に間違いはないとのことでした。

8番・10番とも書類に不備もなく、許可相当と判断されますが、皆様のさらなるご審議の程よろしく願いいたします。

続いて、16番です。

こちら先月25日に書類審査及び現地確認を行いました。

現地の北側は太陽光発電設備が設置されていました。

後日、渡人・受人にそれぞれ電話で確認したところ、内容に間違いはないとのことでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議の程よろしく願いいたします。

議長

9番、お願いします。

秋山員宏
委員

18番、秋山です。

9番と12番について報告をいたします。

まず9番ですが、先ほど3条の31番・32番にあったのと同じ案件で、営農型太陽光発電施設の下で、シイタケを栽培するとのことでした。

書類に不備もなく、許可相当かと思われそうです。

続いて12番ですが、受人・渡人双方に電話で確認をいたしましたところ、契約内容に間違いはないとのことでした。

この申請は許可相当を判断いたしますが、皆様方のさらなるご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長

11番、お願いします。

寺内美雄
委員

17番寺内が報告いたします。

先月26日に、支所において、書類審査及び現地確認を行いました。

後日、渡人・受人双方に電話で確認をしております。

この近辺はずいぶん住宅が建ってきており、最近宅地化が進んでいるところ
です。

今回、受人は子供が大きくなってきたので、住宅を建てたいということで、
建築業者の紹介で、この売買となりました。渡人も、近辺が宅地になっているこ
とから、しょうがないんだということでした。

許可相当かと思われませんが、皆様方のさらなるご審議のほどよろしくお願
いいたします。

以上です。

議 長

15 番、お願いします。

國府田
喜久男
委員

13 番、國府田です。

この案件は、13、14、16 番と同じ地域場所です。

受人も同じ人です。

ただ、渡人が多いので分けたようです。

後から私も電話したんですが、この場所は、遊湯館の周辺ですね、農地で置
いておくより太陽光で使った方が一番いいんじゃないかということで、現地確認
をしております。

あとは、許可相当かと思われま。

皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

17 番、お願いします。

高島敏男
委員

17 番、18 番の報告いたします。

17 番も 18 番も受人の方は一人なんです。

片方は、畑の西の端方に、駐車場を作る、もう一方は、道の駅の入口のところ
に事務所を作るというような予定だそうです。

渡人は 2 人とも、この土地は昔から貸してあるところなんです、今回は畑で
なく、仕様がわるるために、再申請ということで出したそうです。

よって、書類にも不備がなく、許可相当と思いますが、さらなる皆様のご検討
をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

19 番、お願いします。

瀬端 洋
委員

21 番、瀬端がご報告申し上げます。

19 番、20 番、22 番、23 番の案件について、ご報告申し上げます。

先月 25 日に、書類審査並びに現地確認を行いました。

書類に不備もなく、現地も問題はありませんでした。

後日ですね、渡人・受人双方に電話をしまして、確認をいたしました。

まず 19 番につきましてですが、渡人は今病気療養中とのことで、土地をどなたかに売りたいという風に思っていたということでございます。

そこにですね、受人が手狭のため、自己住宅を作りたいということで、土地を購入するという事になったということでございます。

それから 20 番ですが、渡人は、もうすでに農業の方が、田は解約し、畑もなかなか耕作できないので、どなたかに買っていただきたいというように思っていたようです。

そこに、不動産屋さんからご紹介がありまして、売る事になったということになったということでございます。

それから 22 番につきましては、なかなか耕作ができないので、どなたかに購入していただければという風に思っていたところ、受人が土地を見まして、購入したいという話になったということでございます。

それから 23 番につきましては、渡人は、この土地をもうすでに貸したいという思いでずっといたらしいんですが、なかなか借り手も見つからなかったんですが、そこに受人が現れ、それならばとお願いしたいとのことで、今回の話になりました。

以上のことから、4 件とも許可相当かと思われませんが、さらなる皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

21 番、お願いします。

高島敏男
委員

高島です。

21 番の報告をいたします。

25 日に現地確認をして参りました。

後に、電話確認をしたわけですが、渡人と受人は親子関係でして、親達の近くに家を建てて住みたいという願望がかなったというような話をしていました。

ということで、問題ないと思います。書類に不備もなく、許可相当と思われ
ます。

さらなる、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

24 番、お願いします。

栗島和子
委員

15 番栗島です。

24 番、29 番、31 番について、ご報告いたします。

まず 24 番について、先月 25 日、書類審査並びに現地調査を行いました。

後日、受人・渡人の方に、電話で確認しました。
事業拡張に伴い、車両置場を広めたく、申請したということです。

次に 29 番についてですが、同じく後日、渡人と受人の方に電話で確認しました。

受人の方は、大きく農業経営されている方で、作業場が手狭になり、新たに確保したいそうです。

最後に 31 番についてですが、渡人と受人の方に、電話で確認しました。申請に間違いがないことを確認しました。

いずれも問題ないかと思いますが、さらなる皆様のご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

25 番お願いします。

栗島菊雄
委員

10 番、栗島です。

25 番と 26 番をご報告申し上げます。

25 番ですが、自己住宅ということで、書類審査及び現地確認をしまいいりました。受人と渡人双方に確認もしてまいりました。

渡人は、受人の女性の父親になります。

子供達が独立したいということで、それを応援したいということで、土地を無償で提供したそうです。

申請書類等に不備がないことをご報告申し上げます。

それと 26 番です。

26 番は、砂利採取・表土置場、一時転用ということで申請がなされました。

これも、受人と渡人双方に確認もしてまいりました。

この受人は、この地域で何十年も砂利採取業を行っており、今現在砂利採取業をやっている西側がこの土地であり、受人の土地と数珠つなぎになっています。

渡人の方は、今こういう時期なので砂利を取ってもらってお金になるんで、そっちの方が喜んでいるようです。

書類に不備もなく、双方に確認もしてまいりました。

許可相当かと思われませんが、さらなる皆様のご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

27 番目、お願いします。

高島敏男
委員

高島です。

27 番、28 番を報告いたします。

25日の書類審査をいたしまして、その後、現地確認をいたしました。

27番ですが、自己住宅でして、受人は渡人の娘さんだそうです。

現在アパート住まいをしているわけですが、実家の近くに家を建てることとなり、親から土地を譲ってもらえたため、建てるようにしました。

それから28番も自己住宅でして、受人は渡人の甥にあたるそうです。

受人は今現在アパートに住んでおり、手狭となって、土地を贈与してもらったため、そこに家を建てる運びとなったということです。

2件とも、書類に不備もなく許可相当かと思われそうですが、さらなる皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第52号 受付番号4番、5番、8番から29番、及び31番を採決いたします。

議案第52号 受付番号4番、5番、8番から13番、16番から25番、27番から29番及び31番は30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。議案第52号 受付番号4番、5番、8番から13番、16番から25番、27番から29番及び31番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

続いて、議案第52号 受付番号14番、15番及び26番は30aを超える農地転用事案となります。

議案第52号 受付番号14番、15番及び26番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長

挙手全員。よって、議案第52号 受付番号14番、15番及び26番は、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

次に、議案第53号 現況確認証明（非農地証明）についてを上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第53号、現況確認証明（非農地証明）について、令和6年12月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号1番、所在：倉持字古屋敷、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：113㎡、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：神奈川県横浜市南区大岡四丁目。

申請地は、県立明野高等学校の南東側約900m、市立大村小跡地の南西側約1.5kmに位置する土地です。

昭和27年には、農地ではないとして「家屋評価証明書」を添付し証明願が出されております。

2番、樋口字杉下、畑、宅地、231㎡、宅地、住宅敷地、千葉県八千代市八千代台西8丁目。

申請地は、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の北側約200m、国道294号線の東側約400mに位置する土地です。

昭和26年には、農地ではないとして「家屋所在証明書」を添付し証明願が出されております。

3番、船玉字川端、畑、宅地、256㎡、宅地、住宅敷地、筑西市甲。

申請地は、県道結城下妻線の南側約200m、市立関城西小学校の北西側約2.9kmに位置する土地です。

昭和61年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

4番、海老ヶ島字赤町西、畑、宅地、344㎡、外1筆、合計2筆、合計面積364㎡、宅地、農家住宅敷地、筑西市海老ヶ島。

申請地は、県道筑西つくば線の西側約100m、市立大村小跡地の南東側約1.2kmに位置する土地です。

平成13年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

5番、大谷字中坪、畑、宅地、691㎡、宅地、作業場敷地、栃木県小山市東城南3丁目、外1名。

申請地は県道結城二宮線の東側約500m、市立五所小学校の西側約500mに位置する土地です。

平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

6番、神分字薬師堂、畑、宅地、647㎡、外1筆、合計2筆、合計面積682㎡、宅地、作業場敷地、筑西市神分。

申請地は、国道50号線の東側約400m、国道294号線の西側約600mに位置する土地です。

昭和61年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

7番、山崎字下山前、畑、宅地、33㎡、宅地、住宅敷地、千葉県松戸市牧の原。

申請地は、国道50号線の西側約400m、市立下館西中学校の北東側約1.6kmに位置する土地です。

平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

8番、山崎字下山前、畑、宅地、195㎡、宅地、住宅敷地、筑西市山崎。

申請地は、国道50号線の西側約400m、市立下館西中学校の北東側約1.6kmに位置する土地です。

平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号1番から調査委員の報告をお願いします。

寺内美雄
委員

17番、寺内が報告いたします。

私からは、1番と4番を報告いたします。

先月26日、書類確認及び現地確認を行いました。

この2件ともすでに住宅敷地になっており、また4番については、建物が建っている状態でした。

すでに20年以上経過しているということで、非農地証明については問題ないかと思っております。

さらなるご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長

2 番お願いします。

坂入 進
委員

2 番について報告いたします。

書類審査・現地確認を行っております。

こちらです、利用状況は住宅敷地で、こちら 20 年が経過したようなことでありまして、特に問題ないかと思われませんが、さらなる皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

3 番お願いします。

栗島菊雄
委員

10 番、栗島です。

書類審査、現地確認をして参りました。

すでもう住宅敷地の一部という判断ができましたので、現況確認証明を可能と判断して参りました。

以上です。

議 長

5 番をお願いします。

坂入 進
委員

5 番、坂入です。

非農地証明の 5 番を報告いたします。

こちらです、3 条の 44 番、また、5 条の 28 番で報告がありました一画でございまして、分筆されており、こちら 航空写真によりまして、20 年間を経過しているということでございます。

許可相当と思われませんが、さらなる皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

6 番お願いします。

瀬端 洋
委員

21 番、瀬畑がご報告申し上げます。

先月 25 日に、書類審査並びに現地確認をいたしました。

現地はもう古い作業所が建ってございまして、20 年以上を経過しているというような状況でございました。

以上のことより許可相当かと思われましても、さらなる皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

7 番お願いします。

國府田
喜久男

13 番、國府田です。

25 日に、書類審査をいたしまして、全員で現地確認をいたしました。

委員 どちらもですね、もう 26 年たっておりまして、この申請者の親の代に建ててしまったということで、本人は分からないでいたということでした。

7 番・8 番は隣接しておりますので、両方許可相当かと思われまますので、さらなる皆様方のご審議ほどよろしくお願いいたします。

議長 7 番、8 番ですね。

國府田 喜久男 委員 はい。そうです。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 5 3 号 受付番号 1 番から 8 番を採決いたします。
議案第 5 3 号 受付番号 1 番から 8 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員。よって議案第 5 3 号 受付番号 1 番から 8 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 5 4 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」（一括方式）を上程いたします。

なお、議案第 5 4 号は、7 番議席・赤城美子委員と 10 番議席・栗島菊雄委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 3 時 37 分 除斥

議長 それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 市村補佐より説明させます。

市村補佐 議案書の 33 ページをお願いいたします。
議案第 54 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用

集積等促進計画案の提出について（一括方式）」令和6年12月12日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画（案）総括表の説明をいたします。

農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回、農地中間管理機構を介した農地の貸し付けにつきましては、契約開始日が令和7年2月1日となります。

現況地目は田・畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。

契約が10年以上のものが、53筆 94,036㎡でございます。

明細につきましては、35ページから36ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第54号を採決いたします。

議案第54号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」（一括方式）を賛成の委員は挙手を願います。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員。よって、議案第54号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」（一括方式）を決定することに、決しました。

ここで7番議席・赤城美子委員と10番議席・栗島菊雄委員の除斥を解きます。

午後3時39分 解除

議長 次に、議案第55号 「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による

農用地利用集積等促進計画案の提出について」(再配分)を上程いたします。
それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 市村補佐より説明させます。

市村補佐 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」、令和6年12月12日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画(案)総括表の説明をいたします。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回、農地中間管理機構を介した農地の貸し付けにつきましては、契約開始日が令和7年2月1日となります。

現況地目は田・畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。

契約が6年以上10年未満のものが、3筆 6,634㎡でございます。

明細につきましては、39ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、願います。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第55号を採決いたします。

議案第55号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」を賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって、議案第55号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」を決定することに、決しました。

次に、議案第56号 「筑西市農業委員会のグループ制に関する規定の廃止について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

長津主任より説明させます。

長津主任

それでは説明いたします。議案書40ページをご覧ください。

議案第56号、筑西市農業委員会のグループ制に関する規程の廃止について、令和6年12月12日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

議案第56号につきましては、令和5年4月3日訓令第6号により「筑西市グループ制に関する規程」が廃止されたことに伴い、本規程を廃止するものです。

説明は、以上でございます。ご審議、よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第56号を採決いたします。

議案第56号は原案どおり、「筑西市農業委員会のグループ制に関する規定の廃止について」を賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(賛成多数)

議 長

賛成多数。よって、議案第56号は原案どおり、「筑西市農業委員会のグループ制に関する規定の廃止について」を決定することに、決しました。

次に、議案第57号 「筑西市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

長津主任より説明させます。

長津主任

それでは説明いたします。

議案書42ページをご覧ください。

議案第57号、筑西市 農業委員会事務局処務規程の 一部改正について、

令和6年12月12日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。
次のページをお願いいたします。

議案第57号につきましては、令和6年度 筑西市行政組織改編後の組織機構
に対応するため、 規程の一部を改正するものです。

45ページから46ページをご覧ください。
規程の 新旧 対照表 となっております。
申し訳ございません。こちら、一部記載に誤りがございます。

まず、第4条第2項「事務局に副部長を置くことができる。」について、こ
ちら副部長ではなく、 副局長が正しいものになります。訂正お願いします。

続いて、第4条第7項「農業委員会は、第2項に定める副部長の職について、
第3項に定める課長の職と兼務させることができる。」について、こちら副部
長の部分を、副局長に訂正願います。

つぎに、第5条第2項「副部長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在のとき
又は事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。ただし、2人以上の副
部長が置かれたときは、事務局長があらかじめ指定した事務をそれぞれ担任す
る。」についても、こちら副部長の部分を、副局長に訂正願います。

さらに、次の46ページの別表第3に記載されている「副部長」は誤りです
ので、「副局長」に訂正願います。

続けて説明させていただきます。

主な改正内容でございますが、令和6年度の組織改編に伴う職名の整理とい
たしまして、理事、次長、参事、副参事を廃止し、副局長、副課長、上席主査、
主査、副主査の新設しております。

また現在、各事務局の規則・規程について、筑西市行政組織規則にあわせて
いく方針が取られているため、今回の改正において、規程第4条、5条について
は、筑西市行政組織規則にあわせる形で条文全体の変更を行っております。

説明は、以上でございます。
ご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた
します。

議案第57号を採決いたします。

議案第57号は原案どおり、「筑西市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を賛成の委員は挙手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。よって、議案第57号は原案どおり、「筑西市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を決定することに、決しました。

事務局長

次に、日程第4 報告第43号から第47号を、事務局より説明願います。

市村補佐より説明させます。

市村補佐

私からは報告第43号から報告第47号までを一括してご説明させていただきます。

初めに47ページをお願いいたします。

報告第43号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」、令和6年12月12日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は3件でございます。

これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構が農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に50ページをお願いいたします。

報告第44号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、令和6年12月12日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は1件でございます。

これは市街化区域内における農地転用で、長屋住宅1件の届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に52ページをお願いいたします。

報告第45号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、令和6年12月12日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は6件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、宅地分譲用地1件、自己住宅3件、進入路1件、住宅敷地1件の専決処理を行ったものがございます。

次に55ページをお願いいたします。

報告第 46 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」、
令和 6 年 12 月 12 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。
次のページをお願いいたします。

56 ページから 65 ページにかけて合意解約の通知のありました件数 35 件
でございます。

詳細の説明は省略させていただきます。

次に 66 ページをお願いいたします。

報告第 47 号「違反転用に係る是正勧告書の送付について」、
令和 6 年 12 月 12 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。
次のページをお願いいたします。

初めに、鷺島地内・軽飛行場の案件になります。

平成 27 年度、第 7 回筑西市農業委員会定例総会、議案第 43 号で議決いた
きまして、平成 27 年 10 月 9 日付け筑農委調第 101 号で違反転用に係る是正勧
告書を送付しましたが、現在も改善がみられないため、先日、改めて勧告書を土
地所有者に送付しており、67 ページから 71 ページまでに示してあるものでござ
います。

続きまして、西石田地内・太陽光発電設備の案件になります。

平成 26 年度第 9 回筑西市農業委員会定例総会、議案第 42 号で議決いただき
まして、平成 26 年 12 月 10 日付け筑農委調第 101 号で違反転用に係る是正勧告
書を送付しましたが、現在も改善がみられないため、先日、改めて勧告書を土地
所有者に送付しており、72 ページに示してあるものでございます。

最後に、桑山地内・太陽光発電設備の案件になります。

平成 26 年度第 11 回筑西市農業委員会定例総会、議案第 79 号で議決いただき
まして、平成 27 年 2 月 10 日付け筑農委調第 124 号で違反転用に係る是正勧告
書を送付しましたが、現在も改善がみられないため、先日、改めて勧告書を土地
所有者に送付しており、73 ページに示してあるものでございます。

報告第 43 号から報告第 47 号までの説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします

議 長

報告第 43 号から第 47 号につきましては、報告でございますので、ご了承承
願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これもちまして令和 6 年度第 9 回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたし
ます。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和6年12月12日

議 長

署名委員

署名委員